

第6章 方法書に対する意見及び事業者見解

6-1 方法書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見は、12名の方から計21件の意見が提出された。

環境保全の見地からの意見の概要と、それに対する都市計画決定権者（伊勢市）及び事業者（伊勢広域環境組合）の見解は、表 6-1（1）～（10）に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
1	対象事業の内容	外城田川支川相合川に隣接しているが、南海地震等の津波遡上による堤防越水時の施設の対策が不明。浸水時に機能不全を起こさないか。併せて、周辺道路の浸水対策として道路高は確保されているのか。	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>津波の浸水について、三重県では、満潮時に東海、東南海、南海地震が連動して発生し、その地震の規模が東日本大震災と同等での防潮堤等の施設が全てないものとした場合の最大浸水深を想定したシミュレーションを実施しており、その結果、対象事業実施区域及び周辺道路では津波による浸水は無いものとされています。</p> <p>降雨による洪水については、想定される最大規模の降雨により、宮川、相合川が氾濫、あるいは内水氾濫が発生した場合、軽微な浸水の可能性があります。盛土を行い洪水に対する安全性を確保することから、これらの災害が新施設に被害を及ぼす可能性は低いものと考えられます。</p>

表 6-1 (2) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
2	対象事業の内容	<p>既往施設の撤去後の利用方法が未定とあるが、不要な資産とならないか。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」を策定中であり、不要な資源とならないよう、既存施設解体後の跡地利用についてもその中で検討を行っております。来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。 ※ 「ごみ処理施設整備基本計画」において、<u>既存施設の跡地は地域還元エリア（憩いの場）とすることを基本に、遊具を設置する等の公園機能を設ける計画としています。また、リサイクルプラザの施設は、解体せずに利用方法を検討します。</u></p>
3	対象事業の内容	<p>施設の面積・規模が、現況より大きくなるが、人口減、廃棄物の減量や、近年の廃棄物処理方法の合理的な集約化等の観点から既設より施設の大きさが大きくなる根拠は何か。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] ご指摘のとおり、廃棄物の減量により、可燃ごみ処理施設の処理能力は、既存施設の日量240 t から縮小する計画です。 施設の面積・規模について、計画施設では、廃棄物エネルギーを利用した発電を計画しており、発電に必要な設備を焼却炉上部に設置することが必要となるため、新施設の高さについては、既存施設よりも高くなることを想定しています。これにより、日影等の影響が出ないように、既存敷地よりも敷地の東西の幅を広くする必要があります。また、調整池等の配置のためにも、相合川までの土地の確保が必要と考えています。これらの東西と南北の必要な範囲を検討した結果、現在の区域を建設候補地として設定しました。</p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (3) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
4	対象事業の内容	運び込まれるゴミの量、施設の処理能力の適正化及びトラック等の交通に対する評価、排出する煙、ガス等の処理方法、排熱の利用方法を考えるべきだ。	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 施設の処理能力の設定にあたっては、将来人口を基に、1人1日あたりのごみ排出量から、想定されるごみ量を算定するとともに、近年の自然災害の増加に伴う災害廃棄物の処理を見込んで施設規模を算定しています。ごみ搬入車両等の台数については、これらの処理量を基に今後算定を行い、予測・評価を行っていきます。</p> <p>また、排ガスの処理方法については現在検討中ですが、現在の施設よりも、さらに厳しい排出基準を設定し、これを遵守する計画としており、廃棄物エネルギーを利用した発電も計画しています。</p> <p>これらの内容については、現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>ごみ搬入車両等の台数については、ごみの減量化に伴って年々減少していくと考えますが、令和元年度の実績データを基に整理しています。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 供用計画(2)運転計画 参照】</u></p> <p><u>また、排ガスの処理方法は焼却処理(ストーカ方式)としています。排出基準は現在の施設よりも、さらに厳しい値を設定し、これを遵守する計画としています。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 8. 環境保全計画 参照】</u></p> <p><u>新施設ではエネルギー回収を行い、場内外で利用する計画です。また、エネルギー回収率は20.5%以上とする計画です。</u></p> <p><u>【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 供用計画(3)余熱利用計画参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (4) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
5	対象事業の内容	ごみの焼却は温室効果ガスの排出を伴う。方法書に於いてごみの処理量、施設規模が既定のものにせず、気候危機をもたらす温室効果ガスの排出問題として吟味すべきである。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
6	対象事業の内容	広域組合を構成する市町にごみ削減計画を大幅に削減するよう提起すべきである。	[事業者の見解] 施設規模の算定の考え方については、番号4の見解で示したとおりであり、構成市町のごみ減量化施策とそれに伴うごみ発生量の目標を基に算定しています。
7	対象事業の内容	<p>新ごみ処理施設は1日の処理能力を211トンとする巨大なものです。4トン車で毎日53台分焼却することになります。</p> <p>「基本構想」では削減目標を新施設稼働時2026年までに9%減としています(2018年度比)。自然減(人口減)として4%、行政、住民などによる努力数値として5%。努力数値の5%をもっと高める必要があります。</p> <p>町の老人会の集まりの時、市当局の係の人が可燃ごみの減量化について、具体的な説明があり、役たちました。</p> <p>可燃ごみの中から雑紙(ざつがみ)を別途取り出し、雑誌、新聞、ダンボールなどと一緒に再利用する。こうした運動をもっと積極的に市・町全体で進めることが大切です。また、こうした取り組みにより、二酸化炭素排出減にもなります。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明している三重県や志摩市に伊勢市も並ぼうではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、ごみの焼却に伴い温室効果ガスが発生することから、第一に、ごみ減量化のための取組が重要と考えております。</p> <p>現在、構成市町では家庭系ごみの7割以上を可燃ごみが占めており、また、可燃ごみの組成をみると、年度によるばらつきはあるものの、いずれの市町も資源物(段ボール、紙パック、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、繊維類、ペットボトル、容器包装プラスチック)が3割程度含まれており、特に、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、容器包装プラスチックの割合が高くなっています。今後は生ごみの水切りなどの減量化対策とあわせ、未利用食品の排出削減や資源物の分別促進が必要と考えています。</p> <p>皆様ひとりひとりの取組みが重要となりますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>そのほか、今回計画している施設については、焼却に伴う余熱を発電等により有効に活用することを考えており、施設の運営面からも温室効果ガスの発生抑制に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>

表 6-1 (5) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
8	対象事業の内容	脱煙・脱臭・集塵装置等完璧にしてほしい。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
9	対象事業の内容	施設の近隣の地域には大気汚染を自動計測・自動表示できる装置を設置してほしい。	[事業者の見解] 施設の建設にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り小さくするよう検討を行ってまいります。また、排ガス測定値の表示装置は、対象事業実施区域内での設置を検討します。 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で施設計画について検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。 <u>※ 施設の建設にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り小さくするため、脱煙・脱臭・集塵装置等を設置する計画です。</u> 【準備書第2章 2-3-4 対象事業の内容に関する事項 7. 施設計画(3)プラント設備計画 参照】 また、排ガス測定値の表示装置は、対象事業実施区域内で設置する計画です。
10	地域概況	環境影響評価方法書の3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 3. 農業用水の項目・・・建設予定地は水田であるため地下に、宮川用水の供給管が埋設されています。宮川用水のことについて、「・・・対象事業実施区域周辺の水田も含まれている」としか書かれていませんが、建設予定地の地下にある宮川用水の供給管は、どのようになりますか。建設前後の環境影響の調査では、どのように考えられていますか。 また、宮川用水の水の流れ方は、どのように変化するのかの調査は、必要ではありませんか。以上よろしくお願いいたします。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。 [事業者の見解] 宮川用水については、対象事業実施区域内に供給管が敷設されていることは把握しており、引き続き状況の把握に努めるとともに、今後、詳細な調査や計画の検討を行い、必要な対応を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (6) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
11	関係地域の範囲	<p>方法書は関係地域として当該施設から約半径3kmを環境影響が及ぶ範囲としているが、より広い地域とすべきである。</p> <p>少なくとも伊勢市の中心市街地である宮川、厚生、倉田山の各中学校区を含む地域を関係地域としてもらいたい。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>関係地域は、本事業で選定した環境要素(大気質、騒音、振動等)のうち、最も影響範囲の広い煙突排ガスによる最大着地濃度を考慮し設定しました。</p> <p>具体的には類似事例(処理能力:200t/日~660t/日、煙突実態高59~100m)のシミュレーション結果を踏まえ、年平均値の最大着地濃度の出現予想距離の概ね2倍の距離を包含できる範囲として、半径3kmとしております。</p> <p>※ 予測結果において、排ガスの最大着地濃度出現地点は、対象事業実施区域から南西方向約570m付近となります。また、最大着地濃度出店地点の濃度は小さいと予測されます。</p> <p>【準備書第7章 7-1大気質 参照】</p>
12	環境影響評価項目の選定	<p>田への施設設置に伴い、現況施設も地盤沈下がみられるが、地盤沈下対策が不検討とあるが、根拠は何か。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>施設の計画にあたっては、ボーリング調査の結果等を踏まえ、地盤沈下が発生しないよう適切な計画としてまいります。</p> <p>また、施設の稼働時については地下水を使用する計画であることから、地盤沈下を環境影響評価の項目として選定しており、今後、調査、予測・評価を行い、準備書で詳細についてお示ししてまいります。</p> <p>なお、工事中については地盤沈下の要因となる地下水の使用はないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>※ 既存施設でも地下水を利用していますが、地下水位の現地調査の結果、降水量に応じた変動であるため、地下水の利用による地下水位の著しい低下は見られません。計画施設における地下水の利用は、現状と同程度または少なくなる計画です。なお、計画施設の稼働後もモニタリング調査を継続します。</p> <p>【準備書第7章 7-7 地下水の水質及び水位 参照】</p> <p>なお、工事計画の熟度が上がり掘削等の工事に伴う影響が懸念された場合は、適切な工事等の検討を行います。</p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (7) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
13	調査・予測・評価手法（大気質）	<p>1 ダイオキシソ類・大気の調査地点（データ数）を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。</p> <p>距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。</p> <p>（対象事業実施区からの距離と方向を示す）</p> <p>100m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>1000m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>1500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>〔事業者の見解〕</p> <p>ダイオキシソ類を含む大気質の調査地点は、最大着地濃度の出現予想距離や、地域の風の状況、住宅地等の分布状況を考慮して設定しました。</p> <p>具体的には、最寄りの小俣気象観測所（対象事業実施区域から約1.2km）のデータから、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるような地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。</p> <p>ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（監修：厚生省 発行：社団法人全国都市清掃会議）において「大気質調査の測定点は建設予定地近傍を含め2～3地点が望ましい」とされていますが、6地点での調査を実施することで、既存施設の影響も含んだ、この地域の大気質の状況を把握できるものと考えております。</p> <p>また、予測にあたっては、対象事業実施区域付近で実施する1年間の気象調査結果を基に、施設の稼働に伴う大気質濃度を予測することとしており、最大着地濃度のほか、予測地域とした範囲における濃度の分布状況（コンタ図）を把握することとしています。これにより、ご指摘いただいた小学校、中学校での将来濃度も把握できるものと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p><u>※ ご指摘を踏まえまして、準備書とは別に任意の現況把握として、大気質のダイオキシソ類の調査を2地点追加で行い、いずれも環境基準を下回っていました。今後も準備書で掲載している地点と併せて、継続してモニタリング調査を行います。</u></p> <p><u>準備書ではコンタ図を示しました。</u></p> <p><u>【準備書第7章 7-1大気質 参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (8) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
14	調査・予測・評価手法 (土壌)	<p>1 ダイオキシソ類・土壌の調査地点(データ数)を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。</p> <p>距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。</p> <p>(対象事業実施区からの距離と方向を示す)</p> <p>100m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>1000m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東</p> <p>1500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>土壌のダイオキシソ類の予測にあたっては、大気中のダイオキシソ類の予測結果を基に、土壌への沈着割合等を考慮し、予測を行います。</p> <p>そのため、調査地点については、大気質と同様の考え方で設定しています。具体的には、番号13の見解で示したとおり、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるような地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。</p> <p>※ <u>準備書では土壌のダイオキシソ類の予測結果を示しました。</u></p> <p><u>【準備書第7章 7-9土壌 参照】</u></p> <p><u>なお、ご指摘を踏まえまして、準備書とは別に任意の現況把握として、土壌のダイオキシソ類の調査を10地点追加で行い、いずれも環境基準を下回っていました。今後も準備書で掲載している地点と併せて、継続してモニタリング調査を行います。</u></p>
15	調査・予測・評価手法 (温室効果ガス)	<p>方法書の温室効果ガスの「基準又は目標」(方法書6-47)が削減目標に関しては適切でない。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>温室効果ガスの「基準又は目標」については、パリ協定の取組が2020年から始まるとともに、三重県でも脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意として、「ミッションゼロ2050みえ」を宣言するなど、本事業を取り巻く環境が刻々と変化しております。このため、準備書作成時点における最新の計画等に基づき、適切な評価を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>準備書では、「ミッションゼロ2050みえ」の宣言を踏まえて策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3年3月、三重県)に基づいて評価を行いました。</u></p> <p><u>【準備書第7章 7-16 温室効果ガス等参照】</u></p>
16	調査・予測・評価手法 (温室効果ガス)	<p>温室効果ガスの削減目標を「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す三重県の脱炭素宣言」を踏まえ、ごみの削減計画を積極的なものとすべきである。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>温室効果ガスの「基準又は目標」については、パリ協定の取組が2020年から始まるとともに、三重県でも脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意として、「ミッションゼロ2050みえ」を宣言するなど、本事業を取り巻く環境が刻々と変化しております。このため、準備書作成時点における最新の計画等に基づき、適切な評価を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>準備書では、「ミッションゼロ2050みえ」の宣言を踏まえて策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3年3月、三重県)に基づいて評価を行いました。</u></p> <p><u>【準備書第7章 7-16 温室効果ガス等参照】</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (9) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
17	環境影響評価手続き	<p>このことについて、「広報いせ」の紹介記事を読むと、「縦覧場所」に「度会町役場」が含まれておりません。今、企図されている「評価方法」で「環境影響評価」をした場合、度会町は何の「影響」も加えられない、ということでしょうか。</p> <p>評価調査をする前の段階で、隣接する度会町をはずすのは理不尽この上なし、と言わざるを得ません。</p> <p>この意見書の提出日が終了したあとからでも、度会町民が町役場でこの「方法書」を縦覧でき、意見書を提出できるよう、よろしくお取り計らいください。度会町民が意見を表明することは必要なことです。度会町民の権利を大切にしていきたい、と強く要望します。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解]</p> <p>関係地域の考え方は、番号11の事業者の見解で示したとおりです。その考え方に基づき関係地域を伊勢市、明和町及び玉城町とし、縦覧場所を設定しております。ただし、度会町も伊勢広域環境組合の構成市町であることから、度会町役場も任意の縦覧場所として追加しました。</p> <p>なお、三重県環境影響評価条例に基づく意見書については、度会町の住民も提出することが可能ですが、条例で手続きが定められており、意見書の受付期間内にご提出して頂く必要があります。</p> <p>[事業者の見解]</p> <p>ご意見がございましたら、随時、伊勢広域環境組合でお伺いします。</p> <p>また、方法書については、縦覧期間終了後も伊勢広域環境組合のホームページで閲覧が可能となっておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
18	その他	<p>ダイオキシンの係る現地調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を住民が納得できる方法で行うこと。環境庁のマニュアル(平成20年)の方法で、24時間、2週連続の2重測定で行うこと。</p>	<p>[事業者の見解]</p> <p>ご意見をいただいた内容については、一般環境中の測定に関するものと思われませんが、方法書6-1-1(6-1頁～)に記載したとおり、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月 環境省)に定める方法により、測定を行ってまいります。具体的な測定方法として、同マニュアルで示されているとおり、7日間連続の試料採取を実施します。</p> <p>また、調査範囲(関係地域)の設定については、番号11の見解に示したとおりです。</p>
19	その他	<p>ダイオキシンの係る環境調査の方法について</p> <p>環境庁のマニアル(平成20年)の方法で、24時間・2週連続の2重測定で行うこと。半径3kmで、十分な調査範囲であるという根拠を?</p>	<p>なお、現在の施設の排ガスのダイオキシン類測定は、年2回実施しており、結果を伊勢広域環境組合のホームページに公表しています。</p> <p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>大気質におけるダイオキシン類の測定方法について、準備書では第7章 7-1大気質に整理しています。</u></p>
20	その他	<p>ダイオキシンの係る環境調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を地域住民(広域組合住民地域)が納得できる方法で行うこと。「新・旧施設の排出量・比較表」を公表し可視化すること。</p>	<p>なお、現在の施設の排ガスのダイオキシン類測定は、年2回実施しており、結果を伊勢広域環境組合のホームページに公表しています。</p> <p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>※ <u>大気質におけるダイオキシン類の測定方法について、準備書では第7章 7-1大気質に整理しています。</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

表 6-1 (10) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
21	その他	<p>ごみ処理施設整備事業は、県の条例に従って「環境影響評価方法書」を作成し県をとおして国に提出認可を求める重要な報告書とわかりました。</p> <p>またざっとではありますが見覧した中に、2-3-3(図 2-4～図 2-7)に航空写真や地図図面が掲載されており、地元了解なしでも「方法書」作成に必要な不可欠と判断します。</p> <p>さらに全ページにわたり、計画報告文やよりきめ細かく数値化して作成され、その労に気づかず数々の発言をしました。</p> <p>これも行政側の姿勢に大変不満があったことも事実で現在に至っています。</p>	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 環境影響評価制度は、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民の皆様や、知事、市町村長などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について十分な配慮を行ない事業に反映させるための制度です。</p> <p>現在、方法書の手続きを行っておりますが、1年間にわたる現地調査を踏まえ、本事業による影響を予測・評価し、その結果を皆様にご説明させていただきます。</p> <p>今後も皆様のご意見・疑問等に対し真摯に対応し、より良い事業としてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p> <p><u>※ 調査・予測・評価の結果は、準備書第7章に整理しています。</u></p>

注)※(下線文字)は、基本計画の内容及び準備書の調査・予測・評価結果を踏まえた事業者の見解等

6-2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解

関係市町長からの意見の提出はなかった。

6-3 方法書に対する知事意見と事業者見解

知事意見及びそれに対する事業者（伊勢広域環境組合）の見解は、表 6-2(1)、(2)に示すとおりである。

表 6-2(1) 知事意見と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	本事業は既存のごみ処理施設を更新するため、既存施設の隣接地において新たな施設を建設するものであるが、具体的な処理方式や計画地内の施設配置、処理施設の詳細等が明確となっていない。そのため、準備書作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響を予測、評価すること。	[事業者の見解] 処理方式や現状で想定される配置計画等の事業概要は、「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」に示したとおりです。なお、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響を予測、評価しました。
2	総則	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	[事業者の見解] 方法書に対する意見及び地域特性を踏まえ、以下のとおり、調査手法の見直しを行いました。 ・水生生物の現況把握において、濁水による影響だけでなく土地改変に伴う水路の消失による影響も把握するため、対象事業実施区域の水田及びこれに繋がる水路を調査対象に加えました。
3	総則	調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。	[事業者の見解] 環境影響について可能な限り定量的な把握に努めました。また、技術指針に基づき事後調査の必要性について検討した結果、事後調査を実施する項目として、大気質を選定しました。
4	総則	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	[事業者の見解] 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように努めました。また、環境保全措置の効果を踏まえた検討の経緯についても準備書に記載しました。
5	総則	事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。	[事業者の見解] 事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、ご理解を得ながら事業を進めるよう努めました。

表 6-2(2) 知事意見と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見	見解
6	大気質	大気質の予測にあたっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するための、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測、評価に努めること。	[事業者の見解] 大気質の予測にあたっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するための地上及び上層気象調査を適切に実施し、その結果を踏まえて予測することで可能な限り正確な予測、評価に努めました。
7	陸生動物	事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種のうちハヤブサ等は人工構造物に営巣する可能性があることから、事業地周辺で繁殖が確認された場合は、詳細な調査を実施したうえで、保全措置を検討すること。	[事業者の見解] 令和2年2～7月に実施した事前の調査によると、ハヤブサ等の人工構造物に営巣する可能性のある重要種は事業地周辺で確認されているものの、既存施設を含む人工構造物や周辺環境での営巣は確認されませんでした。そのため、鳥類調査は方法書に記載した5季の調査を実施しました。なお、今後ハヤブサ等の重要種の営巣が事業地周辺で確認された場合には、保全措置等の検討を行います。
8	水生生物	対象事業実施区域の大部分は水田であることから、施設の建設に伴い水田、水路が消失することで水生生物の生息環境が失われる可能性がある。このため、対象事業実施区域の水田、水路において水生生物の調査を実施するとともに、その消失に伴う影響について予測、評価を実施すること。	[事業者の見解] ご指摘を踏まえ、水生生物の調査地点は相合川に加え、対象事業実施区域の水田及びこれに繋がる水路を調査対象としました。
9	温室効果ガス	温室効果ガス削減に資するよう、ごみの焼却に伴い発生する熱は、電力や蒸気として有効利用することに積極的に取り組むこと。	[事業者の見解] 温室効果ガス削減に資するよう、ごみの焼却に伴い発生する熱は、電力等として有効利用する施設計画としました。なお、エネルギー回収率は20.5%以上になる計画としています。